

## Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2025年5月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)  
[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

### トピックス

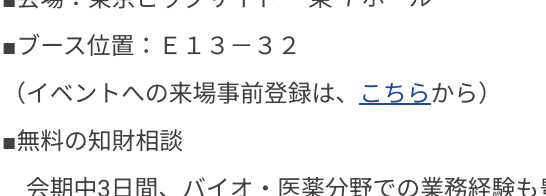
1. 園田・小林からのお知らせ
2. 日本国特許庁に関するニュース
3. 中国特許庁に関するニュース
4. Meet Our Members!

・技術部 下野 真博

### 1. 園田・小林からのお知らせ

#### 1-1. バイオ医薬EXPOに出展いたします

2025年7月9日（水）～11日（金）の3日間に渡って、東京ビッグサイトで開催される「[バイオ医薬EXPO | インターフェックスWeek](#)」に出展いたします。



■会場：東京ビッグサイト 東 7 ホール

■ブース位置：E 1 3 - 3 2

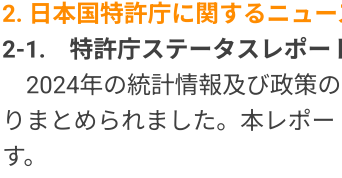
（イベントへの来場事前登録は、[こちら](#)から）

■無料の知財相談

会期中3日間、バイオ・医薬分野での業務経験も豊富な日本弁理士、特許技術者及び中国弁理士がブースに駐在し、無料の知財相談（主に特許、実用新案、意匠、商標の出願、調査、鑑定等に関するご相談、30分程度）を行う予定です。是非お立ち寄りください。

#### 1-2 知財・情報フェア&カンファレンス2025に出展予定です

2025年9月10日（水）～12日（金）の3日間に渡って、東京ビッグサイトで開催される「[2025 知財・情報フェア&カンファレンス](#)」に出展予定です。詳細が決まり次第、ニュースレターでもご案内いたします。



### 2. 日本国特許庁に関するニュース

#### 2-1. 特許庁ステータスレポート2025

2024年の統計情報及び政策の成果を掲載した「特許庁ステータスレポート2025」が取りまとめられました。本レポートでは、取り巻く現状や特許庁の取組等を発信されています。

<レポートの内容>

・第1部 数字で見る知財動向

第1章 我が国の知財動向（特許庁への特許・意匠・商標の出願や登録等に関する統計情報）

第2章 世界の知財動向（主要国特許庁（日米欧中韓）への特許・意匠・商標の出願や登録に関する統計情報）

・第2部 2024年の施策成果

第1章 審査・審判（審査・審判のスピードや品質向上等に関する取組）

第2章 国際的取組（各国特許庁や関係機関との協力、制度・運用の調和等に関する取組）

第3章 支援施策、法改正等（スタートアップ・中小企業・大学支援、制度の見直し等に関する取組）

●特許庁ウェブサイト：[特許庁ステータスレポート2025 | 経済産業省 特許庁](#)

#### 2-2. 情報提供の手引き【特許編】&虎の巻が公表されました

特許に対する情報提供制度について、手続の詳細を掲載したマニュアルが公表されました。

<主な掲載内容>

・「刊行物等提出書」（【提出の理由】欄など）の記載例

・オンライン（電子出願ソフト）を利用した情報提供の手続について

・情報提供 虎の巻（PDF：438KB）：情報提供に関する厳選したポイントを掲載した要点集

●特許庁ウェブサイト：[情報提供制度 | 経済産業省 特許庁](#)

#### 2-3. 「除くクレーム」とする補正についての留意点が掲載されました

審査段階において、新規性・進歩性等の拒絶理由通知に対して、「除くクレーム（請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項）」とする補正が行われることがあります。

「除くクレーム」とする補正により、通知された新規性欠如等の拒絶理由を解消できる場合があります。

ここで「除くクレーム」における「除く」部分の内容によっては、審査段階において、進歩性欠如（特許法第29条第2項）として拒絶査定される可能性があるほか、明確性要件違反（特許法第36条第6項第2号）や新規事項の追加（特許法第17条の2第3項）の拒絶理由が通知される可能性がある点にも注意してください。

●特許庁ウェブサイト：[「除くクレーム」とする補正について | 経済産業省 特許庁](#)

#### 2-4. 「コンセント制度」を適用した初の商標登録が行われました

特許庁は、令和7年4月7日、昨年4月に開始された「コンセント制度」を適用した初の商標登録を行いました。本制度は、先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、権利者の承諾（コンセント）等があれば商標登録を認める制度であり、これにより新規事業でのブランド選択の幅が広がることを通じて、中小・スタートアップ企業を始めユーザーの皆様の新たなチャレンジを後押しするものです。

<概要>

・商標法におけるコンセント制度

・コンセント制度を適用した初の商標登録

●特許庁ウェブサイト：[「コンセント制度」を適用した初の商標登録を行いました（METI/経済産業省）](#)

※当所では、外国を視野に入れた商標出願の対応を行っています。日本で指定した区分及び商品/役務がそのまま外国出願で認められないこともあります。自社の商品/サービスがどの区分に含まれているかの判断に迷うことがあればご相談ください。

●お問い合わせ先：[DCS@patents.jp](mailto:DCS@patents.jp) 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

### 3. 中国特許庁に関するニュース

#### 3-1. vivoが「vPhone」商標を出願：アップルへの挑戦 SOHU 2025年2月11日

最近、中国国内の携帯電話ブランドであるvivoは、商標登録に関して積極的な措置を講じ、「vPhone」の商標を申請しました。このニュースは、特にOPPOが以前に「oPhone」を申請し、Xiaomiが「MiPhone」を申請した後、業界で広く注目を集めています。

3つの主要な国内携帯電話ブランドの集成的なレイアウトは、彼らがハイエンドの携帯電話市場を目指し、Appleなどの国際的な巨人と競争しようと努力していることを示しています。

アナリストは、これらの新しい携帯電話製品のリリースにより、市場競争は将来ますます激しくなると考えています。

今後の製品ラインナップの一部として、vivo X200シリーズは、直角ベゼルデザインやAppleのNotification Centerと同様のAI統合ノティケーションおよびマルチタスクツールなど、iPhoneと同様のデザインを引き続き使用することが期待されています。Appleに対するベンチマークのこの戦略は、特にvivoが4,000元から6,000元の価格帯に存在することを考えると、明らかにAppleのユーザーグループを引き付けることを目的としています。

しかし、vivoのこの市場への進出には、特に知的財産の領域においてリスクがないわけではありません。OPPOの「oPhone」やXiaomiの「MiPhone」と同様に、vivoの「vPhone」は、Appleの「iPhone」の商標との類似性により、潜在的な商標問題に直面する可能性があります。

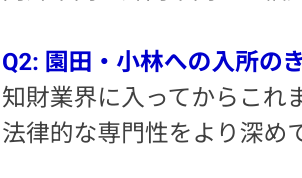
これは、特にvivoが海外で保護を申請する予定の場合、会社にとって法的な問題を引き起こす可能性があります。革新的な機能と競争力のある価格にもかかわらず、Appleが主要地域で「vPhone」商標への挑戦に成功した場合、vivoはその名前で製品のマーケティングと販売で障害に直面する可能性があります。いくつかの同様の機能により、Appleは、直角ベゼルやノティフィケーション機能など、一部のデザインに法的に異議を唱える可能性もあります。

全体として、vivoの「vPhone」プランは、ハイエンド市場に対する国内ブランドの欲求と追求を反映しています。これはvivoにとってのチャンスであるだけでなく、スマートフォン市場全体にとっての変革の機会でもあります。中長期的には、vivoがハイエンド市場で足場を固めることができるかどうかは、業界の発展だけでなく、他のスマートフォン開発者のIP戦略にも直接影響します。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。（中国語）

### 4. Meet Our Members!

#### 一本号では技術部 下野 真博をご紹介しますー



下野 真博 ([Masahiro Shimono](#))

技術部 電気・機械部門 国内・内外グループ/内外グループ

公安職の国家公務員を経て、2008年1月より知財業界に入る。幅広い技術分野において、英日翻訳、各国の中間

処理、国内外出願及びPCT出願等の数多くの業務に従事。2023年2月に当事務所入所。

#### Q1: 下野さんは幅広いご経験をお持ちですね。どのようなご経歴がありますか？

元々理系出身なのですが、法務教官として少年鑑別所に勤務していたことがあります。法務教官とは、法務省所管の公安職の国家公務員で、非行に走った少年に対し、社会復帰ができるようにサポートする専門的職員（矯正職員）です。私は、入所した少年の相談・助言をする現場の仕事と、衣食住の環境を整える等の現場での仕事のバックアップを行う事務・経理系の仕事とを、半々ぐらいの割合で行っていました。現在の仕事をする上でその経験が表立って生きている、ということは、残念ながらほぼはないのですが、仕事への取り組み姿勢、他部署の方との連携の方法、周囲とのコミュニケーション方法、そして人間観察の方法等の、表に出ないような基本的な考え方は、法務教官として働いた経験から培われた部分が多いと思っています。最終的には知財業界という別の道を進むことになってしまったのですが、今でも法務教官として働く機会を与えていただけたことには感謝しています。知財業界に入ってから、化学・バイオ系の英日特許翻訳からキャリアをスタートし、化学・バイオ系の内外中間、電気・機械系の国内出願、外国出願、国内中間、内外中間、内外中間と、幅広い技術分野の業務を経験してきました。

#### Q2: 園田・小林への入所のきっかけはなんですか？

知財業界に入ってからこれまで、幅広い技術分野の業務を行ってきたのですが、技術的、法律的な専門性をより深めていきたいと思い入所しました。

#### Q3: 園田・小林で働いていかがでしょうか？

所員同士のコミュニケーションがすごくフラットだなという印象を受けました。以前に勤務していた場所では、弁理士を「●●先生」と呼称していたため、勤務初日に同様に話していると「この事務所では●●さんにしてください」と修正された記憶があります。当時は少し驚いたのですが、誰とでも比較的気軽に相談できる雰囲気がありますので、そういった姿勢が、フラットなコミュニケーションに貢献しているのかな、と感じています。また、何か事案が発生した際の対応が非常に早く、安心して仕事に取り組める事務所だと思います。また、園田・小林は、変化への対応力の高い事務所と思っています。より良い事務所にしていこう、という雰囲気が全体的にある事務所だと思います。

#### Q4: 業務上心がけていることはありますか？

技術者として業務を行う以上、法律、技術、語学、文章作成力等の専門的素養の向上は当然に必要なのですが、それとともに、発明者さんとコミュニケーションをとる際に、どこまで発明者さんの「引き出し」を開けて、多くの隠れた情報を引き出すことができるか、ということを大事にしたいと思っています。発明者さんのバックグラウンドもそれぞれ異なりますので、今でも試行錯誤する部分ではあるのですが、今後、コミュニケーション能力の向上は、業務を行っていく上でより重要な資質になると考えています。

#### Q5: プライベートの過ごし方を教えてください。

休日には妻と、他愛もない話をしながらゆっくりランニングをして過ごすことが多いですね。普段は話をすると言っても互いにスマホを見ながら、ということも多いので、私たちににとってランニングは重要なコミュニケーションツールの1つとなっています。妻も、フルマラソンを走ることができている程度に仕上がってきたので、今年は、旅行の代わりに、北陸あたりのフルマラソンに妻と一緒に出場して、特産品を食べながらのゆっくりランニングをする予定です。あと、最近はあまり時間が取れないのですが、家具の改造等のちょっとしたDIYをすることもあります。部品を探すのがとても楽しく、作業に取り掛かるまでに時間がかかったりするのですが、上手く完成したときは何物にも代えがたい達成感があります。

#### Q6: 下野さんは当所ランニング部の部長ですが、何かが紹介したいことはありますか？

私たちの事務所では、昨年の夏にランニング部が発足し、気軽にランニングを楽しむことを目的として活動しております。今年は、外部のランニングイベントにも積極的に参加できたらしいな、と思っています。

また、現在（2025年5月）、「さつきラン&ウォーク2025企業対抗戦」というイベントに、ランニング部主催で、事務所の有志メンバーと一緒に、ウォーキング部門、ランニング部門に参加しております。こういった事務所メンバーを巻き込んでのイベントの参加の機会も今後増やしていけたらいいな、と考えています。

### 園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は12の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約120名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

#### ●東京 (TOKYO)

園田・小林弁理士法人

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 [mailbox@patents.jp](mailto:mailbox@patents.jp)

カスタマーサポートチーム [DCS@patents.jp](mailto:DCS@patents.jp)

#### ●中国 北京 (BEIJING)

北京代表処 (Beijing Office)

Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805

5 Dong San Huan Bei Lu Chaoyang District

Beijing 100027, China